

第二十八回国会
衆議院

商工委員會議錄第十九号

昭和三十三年三月十九日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事 内田 常雄君

理事 笹本 一雄君 理事 島村 一郎君

理事 長谷川四郎君 理事 加藤 清二君

理事 松平 忠久君

大倉 三郎君 川野 芳満君

神田 博君 齋藤 憲三君

櫻内 義雄君 首藤 新八君

南 好雄君 横井 太郎君

佐竹 新市君 田中 武夫君

田中 利勝君 八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長)

通商産業事務官 松尾泰一郎君

官(通商局長)

通商産業事務官 小出 榮一君

(公益事業局長)

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

三月十九日

委員 山手満男君及び鈴木義男君辞任

につき、その補欠として戸塚九一郎

君及び八木昇君が議長の指名で委員

に選任された。

三月十八日

北米合衆国向金屬洋食器に対する関

税引上げ反対等に関する陳情書(新

潟県燕市長田善甲外一名)(第六二

第一類第九号

商工委員會議錄第十九号 昭和三十三年三月十九日

九号) 下請代金の支払遅延防止法改正に關

する陳情書(奈良市 菩提町一、一四

一 奈良県中小企業等協同組合中央会

長秋山豊孝)(第六三〇号)

独占禁止法改正に関する陳情書外一

件(東京都中央区日本橋茅場町二の

四 全国中小企業等協同組合中央会長

吉野信次外一名)(第六三六号)

同(東京商工会議所会頭足立正)(第

七三〇号)

輸出向人絹着製織物の処分等に関する

陳情書(福井県 議會議長今沢東)

(第六六〇号)

石油資源開発株式会社への国家投資

に関する陳情書外六件(山形県最上

郡大蔵村長安藤謙兵衛外九名)(第六

六一号)

札幌市を小売市場規制地区に指定の

陳情書(札幌市議會議長齋藤忠雄)

(第六六三号)

中小企業金融機関に対する低利資金

導入等に関する陳情書(東京都中央

区日本橋茅場町二の四 社団法人日本

中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第

六六四号)

中小企業関係予算増額等に関する陳

情書外一件(埼玉県商工会議所連合

会頭平沼弥太郎外三名)(第六六五

号)

日本茶海外輸出振興に関する陳情書

(静岡県議會議長小野近義)(第六六

六号)

名古屋及び福岡に中国商品展覧会開

催に関する陳情書外一件(桑名市議

九号) 會議長水谷伝兵衛外一名)(第六六七

号)

第四次日中貿易協定締結促進に關

する陳情書外十六件(札幌市議會議長

齋藤忠雄外十六名)(第六六八号)

公害防止法制定等に関する陳情書

(愛知県議會議長石原一郎)(第七三

一号)

纖維産業の不況対策確立に関する陳

情書(石川縣議會議長浜上耕三)(第

七三八号)

名古屋及び福岡に中国商品展覧会開

催に関する陳情書(愛知県議會議長

石原一郎)(第七四〇号)

貿易振興月間設置に関する陳情書

(東京商工会議所会頭足立正)(第七

四一号)

中小企業者のための地方公設指導機

関施設の近代化等に関する陳情書

(広島県知事大原博夫)(第七四二号)

舞鶴港の日ソ貿易港指定に関する陳

情書外二件(舞鶴市議會議長河島努

外二名)(第七四三三号)

同外一件(京都商工会議所連合会長

中野種一郎外一名)(第七五一号)

全漁連の重油取扱に関する陳情書

(東京都中央区日本橋茅場町二の四

全国中小企業等協同組合中央会長吉

野信次外一名)(第七四四号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本貿易振興会法案(内閣提出第八

八号)

電気事業に関する件

○小平委員長

こより會議を開きま

す。

この際、理事の協議により、電気事

業に関する件について調査を進めたい

と存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○小平委員長

御異議なしと認めま

す。

電気事業に関する件について調査を

進めます。質疑を継続いたします。八

木昇君。

○八木(昇)委員

きのうに引き続きま

して、若干、電力問題をさらに御質問

いたしたいと思います。

きょうあたりの新聞によりますと、

今度の東北、北陸の料金値上げ並びに

三割頭打ちの廃止問題について、通産

大臣と三木政調会長との間に、さらに

協議をして、しかる後に最終的な結論

を得る、こういうような意味の記事が

載っておるわけですが、昨日

の大臣のお答えでは、あくまでも既定

方針通りに進みたいというお話でござ

います。本日あたりの新聞記事との関

連は、どういふふうになつてゐるか、

この際お答えをいただきたいと思いま

す。

○前尾國務大臣

昨日申し上げたその

ものに、何ら変わりありません。何らの

話も、どこからも聞いておりません。

ただいままで申し上げた通りに、現在

でも考えております。

○八木(昇)委員

そうしますと、あく

までも、折衝の余地といえますか、与

党側の政調会との間に、通産大臣とし

ては、話し合う余地は全くない、こ

う意味でしょうか。

○前尾國務大臣

政調会長から、ど

うお話があるかわかりませんが、そ

の話をよく聞きまして、またこつち側

の考えておりますことも十分申し上げ

て、全然協議する余地がないというの

ではなく、お話を聞いてみないと、何

とも申し上げられないわけでありま

す。ただ、私として考えておりますの

は、ただいまのところ、きのう申し上

げたところと、何ら変わらぬ堅持を持

ておるといふことを申し上げたのであ

ります。

○八木(昇)委員

その点につきまして

は、政府与党側においてさえも、今度

の料金値上げに、相当強い異論がある

といふことは事実でございしますので、

また一般の世論というものも十分に勘

案をせられまして、通産大臣としまし

ては、慎重にこの問題に対処せられる

ことを、私、希望するわけございま

す。

それで、二十日くらい前に、すでに

新聞あたりでもちよつとあつたと思

いますが、東北電力会社の方の考え方

は、実際問題として、ここで料金値上

げを見送ることをやろうとしても、法

律上、それは不可能なことだ。いかに

も足もとを見すかしたようなことを、

言っておるわけでございます。その根

拠としておるといふことは、どういふこと

かといえ、現在すでに東北電力の供給規程の中に、料金値上げをすることが明瞭にうたわれている。ただし三月の末日まではかくしかじかの値上げであつて、四月一日以降はこの規定通りに実施する。こういうことになつているとすれば、供給規程の改訂をするためには、法律上、当然その十日前に店頭に掲示をせしめなければならぬ。それから、供給規程を改訂する場合には、値下げをする場合も、値上げをする場合も、いずれも公聴会にかけなければならぬ。公聴会をするためには、十四日以前にその手続をやらなければならぬ。こういうのをあわせて考えますと、最小限二十四日間の日数を必要とする。とすれば、すでに供給規程面に明示をしてある今の料金値上げを見送ることをやろうとしても、法律上不可能なことである。こういうふうな、すでに法律上明らかに既定の事実である。こういう見解を発表しておるようでございます。これらの点については、どういふふうにお考えになつておるか、この際、承わつておきたいと思ひます。

○前尾國務大臣 会社がどうしても承知をしないというので、四十一条でいふことになりまして、しかし、私は、あまりそういうことは問題にしておりません。ほんとうに会社を納得せしめるだけの理由と根拠がありましたら、四十二条で会社に申請を出さして、そういうようなことはなしにやれと思ひます。ただ形式論だけでいきましたら、四十一条でいかなければならぬ、こういうことになると思ひます。

が、私はそうではなしに、これは要するに会社をいかに納得させるかという根拠の問題だと思ふのであります。○八木(昇)委員 形式論とおっしゃいますけれども、そうでなくて、実際問題として会社側を納得させれば、料金値上げの延期をする。四月一日からの実施を取りやめることができるとおっしゃるわけでありまして、それは法律上は、どういふふうな根拠からでございますか。これは局長でもけっこうでございます。

○小出政府委員 法律問題でございますので、私からお答えいたしますが、今御指摘になりました変更命令という方法は、御承知のように公益事業令の第四十一条。これはどういふ場合かと申しますと、通産大臣は、電気の料金その他の供給条件が、社会的、経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、公益事業者に対し、相当の期限を定めて、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができ、という規定があるわけでございます。従ひまして、これが今回の場合に該当するかどうかという問題になります。私どもの考え方としては、より、著しく不適当となつて、公共の利益の増進に支障があるというふうな段階ではないというふうな考えられます。かりに、これがそうであると仮定いたしましたとしても、この手続をやりますと、まず供給規程の変更の認可申請を出せ、その命令を出すわけですが、その命令を出す際に、その命令についても、相当の期限を定めなければならぬ。従つて、申請書が出てきましたときに、もう一回聴聞会をやらなければならぬということ、結局手続だけでも約一カ月を要する、こういう状況でございます。いずれにいたしまして、四十一条は援用すべき問題ではありません。

それから四十二条の方でございますが、四十二条は、御承知のように、本文の方は、公益事業者は、認可を受けた供給規程以外の供給条件で、電気を供給してはならないということが、本則に書いてございます。そのただし書きといたしまして、「但し、特別の事情がある場合において、通産大臣の認可を受けたときは、この限りでない。」これは聴聞会が要らないわけでございます。三割頭打ちの方は、実はこのただし書きの規定を援用いたしまして、従来実施して参つたのであります。従つて、三割頭打ちにつきましても、実は法律上非常に議論がありまして、違法であるというふうな議論もあつたのであります。ある程度の思ひ切つた処置といたしまして、このただし書きを援用しております。この場合におきましても、通産大臣の認可を受けたときはこの限りでないのでございますので、会社側が認可申請をしなければ問題は起らない、こういうことになるわけでございます。それから三割頭打ちは、そういう方法で従来の前例はございますが、かりに一般的に全部の供給規程の変更をこの規定でやれるかどうかということにつきましては、法律上も、私どももいたしましては、非常に疑義がある、かように考えます。○八木(昇)委員 そうしますと、今の説明では、私もちよつとまだ十分に理

解ができませんが、今度の東北の場合には、供給規程には、四月一日からは、従来の料金の一七・八%ぐらいに相当しますが、それだけの料金値上げをやるのだ。ただし、三月の末日までは一四・七八%相当程度ぐらいの値上げ、これで三月末日まではいいのだ、こうなつておるわけですか。それは、第四十一条の、先ほどおっしゃつたような解釈からすれば、電力会社の方でええ納得をするならば、四月一日以降も一七・八%の供給規程通りの料金値上げによる実施を、必ずしもやらなくてはならないとは言えない、そうでなくてもいいのだ。そういう御説明だったのでした。

○小出政府委員 四十一条の方は、変更命令でございます。これは出すべきものではないと考へます。それから四十二条の方は、ただし書きを援用できるかどうかという問題でございます。が、「特別の事情がある場合において」という、その「特別の事情」という解釈の問題が一つあるかと思ひます。これは、果して特別の事情に該当するかどうかということにつきましても、非常に疑問がございます。それから四十二条の規定は、つまり非常な例外規定でございます。供給規程というものを政府が認可しております以上は、その供給規程によつてすべてが動かされるというものが、あくまでも原則であつて、ただ、非常に特別な事情があつて、部分的にその供給規程によらないでやろうという場合があるというだけのことでございます。かりに全面的に、いわゆる暫定料金を一般的に全部延長するということになりましても見られるわけでございますので、そ

ういふような場合に、こういうただし書きの規定を援用することは、法律問題といたしましては不適当である、かように考へます。

○八木(昇)委員 私、ほんとと聞いておつたので、よく説明がわからなかつたので、聞いていたのですが、今の四十二条のことはわかりました。従つて、三割頭打ちそのものが、四十二条のただし書きによつてやつておるのだから、頭打ちの問題は、このまま継続をしようと、廃止しようと、それはいいわけですね。それは法律上若干の疑義は残るにしても、すでに実績としてそういうことが行われておりますから、私は、それは法律上さほど問題はないと思ふ。ただ、今のこの料金の値上げの方も、四十二条のただし書きの適用によつて、供給規程通りに必ずしも実施しないでもいいのだ。お答えは、こういう意味ですか。

○小出政府委員 三割頭打ちにつきましては、御指摘の通り、従来からこのただし書きの規定でやつておりますので、かりに延長しようと思へば、やはり会社側から申請を出してくれば、それを認可すれば手続上はそれで済む、こういう問題でございます。

そこで、暫定料金の方を、三十三年三月三十一日までの期間に限りと書いてあるのを、かりに、さらに延長するという変更をする場合におきまして、この四十二条ただし書きを適用できるかどうかという問題でございますが、これにつきましては、先ほど私が答えておりますのは、まあごく形式論を言ひますれば、この「特別の事情」という中に、無理に解釈をして入るといふすれば、この規定を適用するこ

とによりまして、会社側が申請を出してきて、それが適当であると認めて認可すれば、できないことはないと思っております。ただ、そういうことが適当であるかどうか。法律上の問題といたしまして、実は、三割頭打ちの場合も、このただし書きを使うことは、相当法律上の議論があつたわけでごさいます。三割頭打ちは、御承知のように、公共的な事業でありますか、あるいは生産費の中に電力費の占める割合が非常に多い特定の業種、きわめて限られた業種だけに適用することになっております。供給規程一般は、これは全部の需用家に適用になるわけでありまして、そういう一般的な規程を、全面的に供給規程の本則からはずす格好になるわけでごさいます。その辺がどうかというところにつきましては、相当問題があるのではないかと、かように考えております。

○八木(昇)委員 そうしますと、ここで河野経済企画庁長官あたりが、東北、北陸の料金値上げは、もう一年間だけは認めるべきじゃないというようなことを言ったり、あるいは免脱の政調会あたりで、いろいろと料金値上げについて異論を言つても、法律上はどうにもならぬ、こういうわけですか。

○小出政府委員 もしどうしてもこれを強行しようということになりますれば、四十二条のただし書きを援用する以外には、時間的には方法はない、かように考えます。ただし、その場合におきましても、申すまでもなく、会社側の申請がなければ、一方的に行政措置でやることはできない、こういうことでごさいます。

○八木(昇)委員 そうすれば、結局、

東北や北陸の会社側が主張しておる通りだということに、結論的にはなるようでありまして、そうすると、実際問題として、ずるずると時期を遷延するうちに、通産大臣が、かねがねそう思つておられたかどうかは別として、もう事実問題として、東北、北陸の料金値上げというものは、認めざるを得ないという状態に、大体追い込んできています。こういうふうな考えられるわけですが、通産大臣は、そうお考えになつておられるわけでごさいます。

○前尾国務大臣 四十二条の援用につきましては、これは特別の事情という点で、私は必ずしも不可能ではないと思つております。事柄は、もっと実質的な本質論で考えていくべきじゃないかというので、疑義はありますが、ことに、会社側を納得させるということであれば、できるのではないかと、いふくらいに、実は考えております。

○八木(昇)委員 その点は、御答弁で、政府の方のお考えが一応明らかにになりましたので、この問題は一応打ち切りたいと思ひます。

昨日も、私、質問をしたのでありますが、そもそも、東北、北陸という何電力会社社に限って、昨年相当大幅の料金値上げをお認めになつた最大の根拠というものは、一体何かということと思つておられます。結局、東北、北陸に限って、他の電力会社よりも、経営の内容が悪いということに、その値上げの最大の原因があつたのであるかどうか。そういった点を、この際承わつておきたいと思ひます。

○前尾国務大臣 御承知のように、電気料金につきましては、コスト主義を

とつてきておるのであります。そうして東北なり北陸が、電源開発をいたしますにつれて、コストが高くなつてきた。従つて、そのコスト主義を貫きましたために、会社の言つておりますような二一％とか二二％というようなことが、あるいは必要であつたかとも思ひます。しかし、これはあまりの大幅な値上げであり、またいろいろ査定をいたしまして、一八％というところに着ちついたのであります。

○八木(昇)委員 それならば、今度の若干の値上げによるところの増収部分というものは、そう大きな金額ではないわけですが、それによつて、一体この問題は解決するかという点にかかつてくるわけですか。私自身は、こういう当面を糊塗するやうな若干の小細工では、どうにも問題の解決はできないのではないかと考えるわけでごさいます。今後の都会地の電力会社と、それから東北、北陸のやうなところの電力会社のコストが、どういふふうに変化をしていくか。また従つて、それによる経営内容といふものが、どういふふうに変化をしていくかということについては、どういふ見通しをお持ちになつておられますか。

○前尾国務大臣 もちろん、今度の値上げだけでは、今後安定していくかどうかについては、疑問があります。北陸なんかにつきましては、外債によつて電源開発をやるなら、一、二年は赤字になりまして、その後十分やういける、値上げをせずに済む、こういうふうな考へております。東北につきましても、それは、そう簡単ではないと思ひます。しかし、これも、いわゆる広域運営をや、それにまた、根本的に料金

問題を検討して参りますならば、實際を申しますと、私個人の考へ、ただいまの考へであります。従来は東北は安かつた、全国並みの料金にすれば、償つていくといふふうな考へるのであります。しかし、格差は、やはり料金として置くべきものじゃないか。もちろん、大きな格差を持つてはいけません。が、そういう考へ方を入れると、いろいろ今後経営の問題にからんで、問題は残ると思ひます。しかし、広域運営なり、あるいは料金制度の合理化をやつて参ると、今後にそう大きな値上げをしなれば会社の経営が立つていかぬといふやうなことは、ないと思ひます。

○八木(昇)委員 私はただいまの通産大臣のお答へは、ちよつと事實に相違しておるのではないかと申すのです。なるほど、昨年の料金値上げを東北、北陸がやりますまでのところは、これは全国並みの料金よりは、確かに東北あたりは安かつたわけですが、しかしながら、昨年値上げをいたしましてからは、實際には電灯料金、それから小口動力料金、それから大口でも、一般大口ぐらゐまでは、もはや東京電力よりも、東北電力の料金の方が高くなつておると思ひます。ただ、この東北の場合、東京電力よりも安いのは、三千キロワット・アワー以上ぐらゐの超大口の電力料金だけだ、こう思ひます。それでさへも、なおかつ、東京電力は非常に経営が楽であるが、東北は非常に苦しい。しかも、この傾向はさらに増大をしていく。そうなれば、東北、北陸は、さらに再び電力料金の値上げの必要性が出てくる。こういうことになるのではなからうかと思ひますが、今

の事態はどうでしょうか。電灯、小口電力、あるいは普通大口あたりについて、東北の方が東京よりもすでに高い、こう思ひますが、実態を御説明願ひたい。

○小出政府委員 東北電力、東京電力の比較におきましては、実は大体の傾向といたしましては、御指摘の通りだと思ひます。東京電力が、言いかえますれば、全国的に比べて非常に安くなつておる。東北電力の従来安かつたという特徴は、全部失われつつあるといふことは、事實であります。ただ、大口用電力等につきましては、まだかなり安いものがある、こういうことでもあります。

○八木(昇)委員 それでは、現状のまま推移していけば、これはどういふことになりましようか。東北あたりは、再び料金値上げをやらなくてはならぬ。そうしないと、電力会社間の比較においては、アンバランスがひどくなつてくる、こういうことになりはしませんか。

○小出政府委員 今、御指摘のやうに、東北なり北陸は、特に水力地帯であります。電源開発をやればやるほど、水力のコストが高いつてございまして、当然資本費が高騰して、火力地帯に比較して、むしろ高くなるという傾向にあることは、否定できないと思ひます。そこで、将来の長い問題といたしまして、そういうやうな各地域間の調整なり、将来料金がだんだんコストが上るといふことを、できるだけ合理化するといふやうな意味におきまして、広域運営の問題なり、あるいは料金制度の合理化等につきまして、ただいま手をつけておるわけでごさいます。

す。それによりまして、将来の開発計画をさらに合理化し、コスト・ダウンをはかり、また料金制度をもっと合理化して、将来各地域間のアンバランスな企業格差をできるだけなくすような方向に持っていくという方針で、今せっかく検討いたしておる次第でございます。

○八木(昇)委員 そこで、その点が問題ですが、それは確かに私が指摘をするように、このままいけば、格差がますます激しくなっていくということはお認めになる。それでは、その解決策いかんというところでありますが、広域運営のやり方によつて、これが解決つかないかといへば、これは絶対につかなくて、すでに御承知の上で、そういう御答弁をなさっておるとしか、私には考えられません。たとえば、東京から東北電力に電力を融通するという場合に、この原則主義以外の何か政治的な配慮を加えて、特に割安の値段で東京電力は東北電力に電気を融通するということは、不可能のことだと考えるわけですね。従つて、東京電力から、一キロワット・アワーについて四円何十銭で買う、そして東北電力は非常に大口の電力に対して二円何十銭でこれを売る、こういう実態が続いておるわけでありまして、これは私企業である以上は、東京電力は、東北電力に、自分の火力発電所で作った電力を、原価を割って売るといふようなことは、株主だつて承知をいたさなければ、当然であります。だいたいたしますと、広域運営というやり方をするに比べて、東北と東京の両電力が、全体的にコストの引き下げをはかるということ

はできるでしょう。しかしながら、そのために東京・東北間の格差を解消するといふようなことには、絶対にならないと私は考えるのですが、その点、通産大臣はどういうふうにお考えになつておられますか。

○小出政府委員 融通の問題に関連してのお尋ねでございますが、確かに御指摘のように、広域運営だけで全部の問題が解決するといふようには、私も考えておりません。広域運営のほかに、いろいろ税制の問題であり、また、金利の問題でありますとか、資本費の高騰を抑制するいろいろな措置をあわせ行わなければならない。しかしながら、広域運営を行うことによりまして、相当程度に東北なりあるいは北陸方面の、水力地帯の資本費の高騰を抑制する道が開けるのではないかと、かように考えるのでございます。御承知のように、昨年の東北、北陸の料金値上げの原因の半分は、結局融通料金、つまり、高い電気を買つて、管内には安い電気を配らなければならぬ、こういうことが、原因の半分をなしておつたのであります。この融通電力の問題につきましても、たとえば、本年度の東京から東北への融通の料金のキロワット・アワー当りの単価が四円九銭でございますが、これを私どもは三十三年度におきましては、たとえば三円二十銭といふような線で、そして会社間の話し合いだけでなくて、そこに広域運営方式によりまして、行政官庁も入りまして、そういう融通の問題の量なり、あるいは送る電気の質なり、またキロワット・アワーの単価なりを一応相談して、いずれこれは行政

官庁の認可を得ることは、従来の通りでございますが、そういうような強力な行政指導を行ひましてやる。ただ、それにも、今お話しのとおり、送り出す方の会社の株主との関係におきまして、限度はあるかと思つておりますが、相当程度までこれを広域運営的な、お互いに助け合うという気持ちでやつていけば、従来よりは、よほど改善されていくのではないかと、かように考える次第であります。

○八木(昇)委員 そういふ方向に努力されることは、けっこうであります。また、またそうやっていただかなければならぬと思つていますが、しかし、そういったやり方で解決できる面というものは、実際問題としては、私はごくわずかで、であると思つて、従つて、どうしても、やはり根本的な解決策といふものを、この際打ち出さないと、結局はどうにもならないといふことに、いざ時間の問題で追ひ込まれると私は考えるわけでありまして、しかも、申し上げるまでもなく、東京あたりは、小口動力や電燈需要といふものは、ますますこれから大きくなっていく。ところが、東北あたりはそうではない。こういう天下の趨勢といふものは、非常に明瞭でありますから、従つて、そこに、昨日佐々木委員あたりも質問をいたしておりましたように、やはり根本的な解決の方向へ向つての検討努力といふものを、今後続けていっていただきたいと思つております。

力会社あたりが、外国の石油の開発で、具体的な詳しいことはよく知りませんが、そういうことにまで手を出さずして、あるいはまた、情勢によつては、日本の国内において、石炭掘りまでも手を出さうかといふようなことを考えておるやに、聞くわけでありまして、こういうことは、電気事業者として、本来あるべき姿ではないのではないかと。しかも、国から非常な多額の資金的援助を受けておる電力会社が、そういったことをやることになりまして、通産省としてどうお考えに思ひますか、これをお伺いしたいと思ひます。

○小出政府委員 電力会社が海外の石油の開発に投資をしたという例は、御承知のように、例のアラビヤ石油につきまして、この会社が発足するに当りまして、鉄鋼業界と並びまして投資したことは事実でございます。現在の考え方は、何と申しましたも、電力のコストの中に占める燃料費の割合は、非常に膨大なものでありまして、ある意味において、この燃料費の価格なり量がどうなるかが、逆に電料金を左右する非常に大きなファクターになりつづいておるわけでありまして、国内におきましても、石炭の値段がどうなるかといふことが、非常に電料金に重大な影響を持つてきております。そこで、安定した燃料を、なるべく安い値段で獲得することが、やはり電料金のコストを下げるには非常に必要であるといふ意味におきまして、海外への投資を認めたわけでございます。もちろん、これは地下資源の開発という特殊性から申しまして、当るか当たらないかといふ非常に危険な要素も含んでおります。各会

社の投資の金額から申しまして、とにかく最初のすべり出しだけは、そういった大きな需要者である工業界なり電力業界が投資をいたさないと、この問題が全然進まないという状況でございまして、思い切つてそういう措置をとつたわけでありまして、それから国内におきましては、石炭の開発に対する投資といふことは、私も聞いておりませんが、ただ、たとえば、東北電力が新しく火力発電を始めつづけるのであります。そういうところで、北海道から石炭を積み出すにつぎまして、その石炭の荷役の設備なり、そういったようなものに投資することに、円滑に自分の燃料の供給を確保するといふ措置は、むしろ適当であらうと思われまして、そういう面については、これを認めておる次第でございます。

○八木(昇)委員 私は、今のアラビヤの石油の開発について、電力会社が投資をするといふようなやり方について、どうも釈然といたさないのであります。当面は、それが小規模であるといひましたが、将来、一体どういふふうなお考えを持っておるのですか。電力会社あたりが、どんどん積極的にそういうことを拡大してやっていくということに、勢いになっていきはしないかあるいはまた、逆にこれが大失敗するといふこともあり得る。一体どういふ考え方でこれをお認めになつたか、そしてまた、これから先どういふふうに進め方をやっていくかとされるのか。大体、日本の国内の電力会社が、純然たる民間私企業ならばよろしうございまいしょう。そうでなくて、莫大な国家的な資金の援助を年々歳々受け

ておる電力会社が、こういうやり方を
するということについては、私はどう
しても納得ができません。

それと、もう一点伺いたい点は、日
本の国内におきましても、一昨年であ
りますか、わざわざ石油資源の開発の
特殊会社というものを作った。これは
国内の石油の開発だけでなく、これ
こそ情勢によっては海外の石油資源の
開発ということにも、進出をしていく
べき性質を持っておる。そうします
と、そういう日本の石油資源開発会社
も、国から莫大な国家的な資金を授下
しておるわけでありまして、こうい
うものとの関連は、一体どういうふう
にお考えでありますか、明らかにして
おいてほしいと思います。

○小出政府委員 アラビア石油の問題
につきましては、先ほど申しましたよ
うに、なるべく安い燃料を確保するこ
という趣旨から、最初の投資をいたした
のでございますが、将来どうかという
問題につきましては、他の地区なり他
の石油開発について、そういうような
計画は、現在、全然ございません。

それから、アラビア石油自体の問題
についても、当然その開発が順調に進
むといたしまして、将来は、もっと多額
の増資をしなければならぬという事態
がくるかと思いますが、その将来の増
資については、全然約束をいたしてお
りません。ともかく会社が最初のすべ
り出しについて、アラビア石油の事業
を始めるにつきては、そのスタート
を切るためには、どうしても大きな需
要家が口火を切つてしませんが、この
仕事は全然進まないという情勢でござ
います。最初の投資を行なったという
ことでございまして、将来、増資の場

合に、これに次々に金をつぎ込んでい
く計画は、全然ありません。いずれに
しても、御指摘の通り、電気料金なり
あるいは需要家の方々に迷惑をかける
ような、それはね返るようなことで
は困るのであります。それがね返ら
ないような限度において認めたので
あります。このことは、たとえば、国
内において石炭を買う場合において
も、その買い方が高いか安いという
ことによつて、需要家に直ちに影響が
あるわけでありまして、それと同じよ
うな意味において、安い燃料を確保する
見地から、そういう措置を行なったの
であります。

それから、石油資源開発会社との関
係でございますが、それでは、海外に
そういう投資をするくらいなら、石油
資源開発会社に、むしろ協力してやっ
たらどうかという問題があらうかと思
うのであります。石油の担当局でも
ございませぬので、私からお答えする
のが適当かどうかわかりませんが、私
の考えをいましては、石油資源開
発会社は、やはり同じく国内において
財政投融資を受ける会社として、特殊
の使命を持っておるわけでございますし
て、これに對しましては、特に電力会
社なり工業界が協力しなければ、国内
の石油資源の開発が進まないという問
題ではないのであります。むしろ海
外であつたがゆえに投資したというふ
うに、私も考えております。

○八木(昇)委員 どうも、そういう説
明では納得できません。将来とも安い
石油を電力会社が買えるようにどん
んやつていくというのならば、それも
また、ある意味では考え方であらうか
と思ひますが、どうも先ほど来の御答

弁では、今回限りだ、こういうことの
ようでは、将来はやらぬ、こういうお考
えなのでしようか。

○小出政府委員 先ほど申しましたよ
うに、地下資源の開発、しかも海外の
問題でございますので、いろいろ未確
定な要素が多い段階においては、なか
なか投資が集まらないという情勢のも
とにおいて、最初に大きな需要家がこ
れを負担したということでございます
し、もし、これが順調に成功いたしま
して、どんな事業が進んで非常に伸
びるならば、おそらく各方面からの投
資が得られるであらうということを、
期待しておるわけでありまして、従いま
して、将来ずっと、最初に投資をした
需要家だけが、どんな増資の面も負
担するということには考えておりませ
ん。従つて、将来のことについては、
全然約束してないというのが実情でござ
います。それでは、将来増資に全然
応じないかということになりますと、
それはそのときの事業の進み具合、ま
たその増資の金額等によつて、国内の
電気料金にはね返らないような措置の
限度において、そのときどきの情勢に
応じて処理していきたい、さように存
じております。

○八木(昇)委員 電力関係の質問は、
この程度で終るわけでありまして、通
産大臣に要望をいたしておきます。
ただいまのアラビア石油の問題は、私
は、あくまでも電力会社本来の任務から
考えれば、好ましいことではないと考
えます。従つて、今回は、もうすでに
済んでしまつたことでありますから、
やむを得ないことであるといつしまし
て、やはりそういったことは、電力会
社あたりが何でもかんでも手を出し

て、海外にまで資金を投下してやるな
どということ、好ましくないと考えま
すので、十分に慎重にそういうことに
ついては、対処していただきたいと思
う。

それから、電気料金問題につきて
しても、一般の世論並びに政府の、
与党側の意見すらも、今の料金値上げ
には、非常に批判的なわけでありま
すから、当面の電力会社の都合という
ことだけで、小手先の措置をされるこ
となく、慎重に対処していただきたい
と考えるわけでありまして、
その次に一点だけ、これは今度の貿
易振興会法そのものは、直接関係が
ございませぬが、それにやや関連が
ございませぬので、お伺いをしたいと思
います。これは相当前から報道されて
おりましたが、通産当局としては、サウ
ジ・アラビアに武器の輸出をするとい
うことについて、何か相当程度具体的
な動きがあるように聞いておるのであ
ります。貿易振興ということは、なるほ
ど必要であつて、いろいろな方面に努
力をしなければならぬが、何でも
かんでも、日本の品物が売ればいい
という筋のものではなからうと思ひま
す。そこで、伝えられるところのサウ
ジ・アラビアへの武器輸出問題の近況
を、お知らせいただきたい。

○前尾國務大臣 第一点の、電力会社
が、何でもかんでもほかの事業に手
を出すことは好ましくないということ
は、私、全く同感であります。ただ、
これは私の就任のときに、すでにもう
きまつておつた問題でもありますし、
ただいま申し上げましたような理由か
ら、海外の石油資源とも非常な関係を
持つておるわけでありまして、第一
回の投資につきましては、これはもう

理由もあるし、やむを得ない、かよう
に考えております。今後におきまして
は、私は、やはりこれは邪道だとい
ふふうに考えております。

それから、第二点の電力料金の問題
につきましては、これはもとより慎重
に考えなければなりません。しかし、
一貫した方針ということが必要であ
ります。そうでないと、計画が立つて
いきません。私は、単なる小手先の問
題でありましたら、これはいらぬとい
う考え方立つて、今までの問題につ
いて考えてきておるのであります。ま
ちろん今後におきましても、慎重に
処置したい、かように考えており
ます。

それから第三点の、サウジ・アラビ
アへの武器の輸出の問題であります
が、実は外務省を通じて、武器の
輸出の余力があるかどうかという照会
を受けたのであります。それ以上の
事実はまだ全然ございません。進展も
何もいたしておりません。ただ照会が
あつて、それに答えたというだけのこ
とであります。

○八木(昇)委員 照会があつて、それ
に答えたというのは、具体的には、ど
ういうことですか。
○前尾國務大臣 供給力が日本にどれ
くらいあるかという照会でありまし
て、それに回答いたしましたのであり
ます。それ以上の事実は、何にもないの
であります。
○八木(昇)委員 私が聞き及んでおる
ところは、大体次のようなことです。
過去において、もうすでに数回、サウ
ジ・アラビアにある日本の公使館を通
じて、武器を買いたいという申し入れ
があつた。石油開発にからんで山下太

郎氏、あるいは岡崎勝男氏が、サウジ・アラビアに行かれておる。この方面から外務省をついて、年間五百万ドルくらいの武器を日本から買いたいという事で、外務省の方から通産省に話がいった。その中身は、バズーカ砲とか機関銃とか銃砲弾、あるいは機関銃の弾薬、ピストル、小銃弾、ロケット弾、軽ジェット機、練習機。これに対する通産省の回答としては、第一は、石油開発に伴う経済協力の必要性、それから第二は、兵器産業遊休施設を救済せねばいかぬというような理由から、輸出の腹をきめた。その品目については、軽ジェット機について

は、これはエンジン、現在もアメリカから輸入をしておるわけでありまして、軽ジェット機についてはその機体、その他は、遊休設備があるので輸出はできる。それについては、やり方についていろいろ条件がある。ドルの現金決済にしろたいとか、あるいは純然たる民間取引でやりたいとか、あるいはその民間取引について、政府があつての労はとる、あるいは通産省の許可を要する、あるいは見返り輸入の増額を要求しない、その他いろいろの回答をしておると聞いておるのであります。事実はどうでしょうか。

○前尾国務大臣 実は私、その照会のありましたことは聞いておりますが、その後、たゞいまお話しのようなことは、全然聞いておりません。いわんや、腹をきめたとか、そんなことは、全然ないと思ひます。

○八木(昇)委員 そうすれば、大臣は御承知なれて、通産省の内部では、いろいろのことを考へてゐるのかもしれないが、大臣御自身は、どういふお考

えでございましょうか。

○前尾国務大臣 私は、通産省のきめるべき問題ではないと思ひます。これは外務省なり、内閣全体としてきめるべき問題だと思ひます。従つて、これは下でそういうような話をしておるかどうかは、私も知りませんが、当然私に相談あつてしかるべきだと思ひます。また、私一存できめるわけにもいかぬ問題で、いろいろ事情、情勢も考へて、慎重にやるべきである。まあ私としては、そういう問題にあまり深入りすべき問題でないというふうには、考へておるわけであり

○八木(昇)委員 これは一昨年でありましたかの予算の編成のときに、通産省から要求された予算の要求の中に、銃砲弾製造の遊休施設買い上げ費、そういう予算の請求をされたことがあつたと思ひます。すでに日本の国内の自衛隊あたりは、最近数年の間に、兵器弾薬というものを盛んに購入をいたしましたために、砲弾のごときは、すでに十年分のストックがあるといわれ

ておる。そこで、国内の武器製造業者の設備が、遊休設備になつておるのが相当ある。それをこの際、昔の兵器廠の復活ではないけれども、政府としてこれを買ひ上げたい。そして、しばらくそれを眠らしておきたい、こういう予算の要求があつたことがあつたと記憶しております。それは、もちろん通

出であつても、どんどんこれが拡大していくということに、必然的になつていくおそれがありますし、これがまた、アラビアとかその他の地域は、国際関係において微妙な地域でありますから、そういう政治的な観点からい

ても、非常に思ひにくい結果を招来するおそれなしとしない。そのため、ほかの一般輸出産業の、ほかの国への輸出に響くというはね返りが、逆にくるおそれもある。こういう点を考へます。このサウジ・アラビアの武器の輸出の話し合ひというのは、非常に好ましくないと思ひます。それで、これは外務省や、あるいは内閣全体として考へるべき問題でありま

○前尾国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、紛争地帯に介入することは、好ましいことではないと、私も思つておるのであります。この問題は、もちろん慎重に考へなければならぬ問題であります。兵器につきましては、銃砲弾等の遊休施設に対して、管理費を出しておる。これは、定期的に非常に必要な時期と、その間休まなければならぬ、調整をしていかなければならぬといふことは、たゞいまの程度で考へていつたらしいのじゃないかというふうには考へております。もちろん輸出については、慎重に考へなければいかぬと思ひます。

○小平委員長 次に、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 日本貿易振興会法案に関連いたしまして、二、三の質問をいたしたいと思ひます。政府は、海外貿易の振興に力を入れておられます。これはけつこうなことです。この法案も、それによつて出たものであり、いろいろと本委員会へ出されてゐるものも、そういう関連の法案が多いようでありま

す。海外貿易、けつこうです。が、そのために、国内の需要を押え、消費を押えて、そして海外貿易をやる。ところが、インドネシアとか韓国に見られたような大きな焦げつきになつて、それが結局海外貿易振興の阻害になつておる、こういうような状態もあらうと思ひます。それにつきま

して、いわゆるオープン勘定の状態を見ましたら、昨年の十月ごろから急にふえてきて、貸し越しが三億ドルを越えて、本年の二月の末には三億八千万二千ドルという貸し越しになつておる。このオープン勘定の状況を見ましたら、今日まで、日本がオープン勘定を締結しておつた国が、一番多いと

きで十六でした。今日ではブラジル、台湾、韓国、エジプト、ギリシャ、トルコの六カ国になつてゐる。締結国が減つておるにかかわらず、貸し越しの金額がふえておるといふことは、結局大口の貸し越しのところが残つておる。こういうかつかうになつて、ますますインドネシアとか、韓国のごとく焦げつきの状況が出てくるのではない

ですが、今日においては、これも検討する必要があるのじゃないか、このように考へておりますし、何か政府内部においても、大蔵省と通産省関係においては、オープン勘定の整理の問題についても、意見が異なつておるとも聞いておりますが、通産大臣は、この

オープン勘定の問題につきまして、今後どのような処置をとつたらいいのか、あるいはまた、ブラジル等においても、焦げつきがくるんじゃないかというふうな心配も聞いておりますが、そういうような状況について、少し具体的に御答弁願ひたいのと同時に、オープン勘定の今後の処理、あるいはこれをなくするといふようなことについて

は、どういふようなお考へを持つておるか。それから、貿易振興の面とオープン勘定との関係は、どういふように考へておられますか、お伺ひいたします。

○前尾国務大臣 オープン勘定につきましては、インドネシアとアルゼンチンが焦げつきになりまして、それ以外につきましては、焦げつきという状態ではもちろんありません。ときに貸し越しがふえたりいたしておりますが、これは、向うから輸入するものがあるものでありますから、決して焦げつきというふうな心配は、私はいたしておりません。ただオープン勘定そのものについて考へますと、これはお互いに外貨のない状態におきましては、できるだけ外貨を節約するといふような意味にやります。また貿易をお互いに勘定をとらなければ、拡大もできない、こういう状態の時代があるのであります。従つて、私は、オープン勘定

そのものの拡大ということは、利害得失等をよく考えていかなければならぬ、またできたら、こういうものはできるだけ整理していくべきものだと思います。すでにお話しの通りに、十六カ国が六カ国に減ってきた、こういうような状況をお考え下すつても、われわれも、自然に整理をされていくべき問題だというふうに考えていくことが必要だと思います。ただこれは、また一々の国につきまして、その国その国の状況を考えて、ことに現在残しておられますところは、たとえばエジプトとか、ギリシャとか、これは、むしろわが国としては入超の国、それが、エジプトのように、スエズ問題というようなことが起りましたために、現在貸し越しになっておるのであります。その状況をよく見きわめて、そうして焦げつきのあるような、またなるおそれのあるような国につきましては、これは当然整理していくべき問題だと思ひます。そうでない場合に、どれもこれも整理してしまつた方がよいのだというわけにも、私は参らぬと思ひます。むしろ、日本にとりまして有利な場合、エジプトのごときは、最近の現象であります、普通の場合でありましたら、これは入超になるべき国であります。それらをよく考へながら、自然に整理していく、こういうような方針であります。

○田中(武)委員 先ほど申しましたように、締結国が十六もあつたときよりか、今日六つに減つたときの方が、だんだんと貸し越しがふえておる。そうして先ほど言つたように、本年の二月末には三億ドル台をオーバーした。こういうような状況はどうなんです。やはり六つ残つておるところに、若干の焦げつきというのか、そういう問題が起きているのじゃないですか。

○松尾(憲)政府委員 ちよつと具体的な問題になりますので、かわりましてお答えを申し上げます。実は先ほど大臣が御答弁になりましたように、インドネシア、アルゼンチンにつきましては、いわば焦げになっておるのであります。たゞ台湾、それからエジプトにつきまして、現に若干の輸出超過、いわば貸し越しになっておるのであります。しかし、これらは、いずれも季節的な関係も手伝つておるのであります。たとえて申しますと、台湾につきましては、日本側の砂糖、米等の買付がおくれましたがために、現在のところ、なお二千万ドル以上も貸し越しになっておるのであります。今の見通しからいいますと、今の輸入計画が順調にいけますならば、近い将来、数カ月後には、大体スイング以内におさまつてくるのではないかと、いふように見ております。それからエジプトにつきましては、一時は千三百万ドル程度の貸し越しになっておりましたが、その後棉花、米、塩、礬石等の買付が進捗をいたしたために、もうすでにネットのバランスでは一千万ドル若干、千七、八十万ドルかと思ひます。現にその輸入についてのLCを立てておるもの、それから向うから参つております輸出のLC、それらを総合しました、いわゆるプロジェクト・バランスを見ますと、二百数十万ドルに現になつておるわけでありまして、従いまう二、三カ月のうちには、この均衡状態にエジプトもなるのではないかと思ひます。それから、それから、その他のブラジル、トルコ、ギリシャについては、今のところ、それらの問題は起つておりません。

それと、今御指摘の、過去の十六オープン・アカウント協定があつたという場合と、今六つ程度に減つた場合と、焦げつきがふえておるのではないかと、いうことでございしますが、このオープン・アカウントというものは、スイングの範囲内において、お互いに貸し越しをし合うわけでありまして、ある一定の時点をとらえますと、非常に借り越しが多い時期と、それからまた、貸し越しが多い時期とが出て参るのであります。インドネシアの方の焦げつき債権の方も、一億七千万ドルと申しますのは、もうすでに三年前にさような金額に達したのであります。て、この三年半ほどは、嚴重な輸出入の調整をやつて参りましたので、そういう焦げつき債権の増加というものは、起つていないのであります。アルゼンチンについても、二年前に革命があつて、政府の交代に伴ひまして、一時そういう債権のたな上げというやうなことになるやうにして、これを今、十年年賦で、年間約五百万ドルずつ返してもらつておるやうな状況であります。従いまして、総じて見まして、絶対に過去の数の多いときと今少くなつていくときと、焦げつきがふえていくというとは全然ない、かえつて減つておるのではないかと、いふふうに考へております。ただ、理論的に申しますと、数が多い場合には、輸出超過の国、それから輸入超過の国が、相殺される範囲が多くなりまして、あるいは借り越しを多くの国といたしておる場合と相殺をすれば、理論的には焦げつきが減るというやうなことも考えられるかと思ひます。今申しますやうに、個別に見まして、今決して心配するやうな事態でもないものであります。こういうことであります。

○田中(武)委員 ここに外貨保有高と、それからオープン勘定の貸越高の統計を持つておるのですが、だんだんと外貨保有高に比べて、オープン勘定の貸し越しの割合がふえてきておる、こういう条件があるのですが、それでも心配ない、こういうことですか。

○松尾(憲)政府委員 外貨の保有高は、御存じのように、一時は十四、五億までいったわけでありまして、従いまして、その十四、五億と比較したパーセントと、それから昨年の半ばごろのやうに、日本の保有外貨が非常に減つたときと、その減つたのを分母にして比較をいたしますと、パーセントにおいては、あるいは若干焦げつきが多くなつたということがあるやうであります。ところが、実は、先ほど個別に申し上げておりますやうに、絶対額はインドネシア、アルゼンチン、韓国を除きましては、今のところは、非常に堅実に推移をしていくというのが実情であります。

○田中(武)委員 このオープン勘定の貸し越しがふえるということ、こういうことが、かつての一、二の例にあつたやうに、債権の焦げつきというものを危惧して、かえつて海外貿易の振興を阻害しておる。従つて、オープン勘定より現金決済を業界等も希望し、オープン勘定の廃止を、だいたい要望している動きもあるやうです。これに対して、大蔵省の方は、そういった意見

のようでもあり、通産省の方は、まだ残しておくという意見のやうであつて、大蔵、通産両省の間に、オープン勘定廃止の問題について、意見の相違がある、こういうやうに聞いておりますが、そういう実情については、大臣いかがですか。

○前尾(憲)大臣 大蔵省としましては、焦げつきなどの起る心配を主として考へております。また通産省としましては、貿易が円滑に行われるという立場から考へやすいという関係がありまして、必ずしも大蔵省と通産省と、常に意見が一致しておるわけではございません。しかし、お互いに話し合えば、心配のない場合におきましては、必ずしもオープン勘定を廃止しなければならぬというわけではありませんが、今まで大して問題はなしに、いろいろ話し合つてはきておるやうに思ひます。

○田中(武)委員 大蔵省と通産省の意見が違つた問題に、海外投資の問題もある。この海外投資を見ても、昭和三十年以降、ぐつと急激にふえてきております。そういったしまして、国内の経済界の状況から見まして、経済界としても、不況による生産過剰のほけ口を、海外投資に求めようといふことで、最近、多く海外投資を望むという傾向にあるやうです。これは大蔵省が調べた統計だそうですが、海外投資の数字を申し上げますと、二十六年から始まつておるのですが、二十六年には二百九十八万七千ドル、二十七年には百九十九万七千ドル、二十八年には二百五十二万七千ドル、二十九年には四百九十四万三千ドル、三十年になりまして九百八十七万七千ドルに上り、三十一年にはそ

のまた倍の一千八百二十五万ドル、そして本年度は、まだよくわかりませんが、見込みでも、ものすごくふえて、大体九千二百万ドル以上ではなからうか、こういうような状態であるわけですから、このことにつきましても、大蔵省の方は、海外投資の問題を押えようとしておる。通産省の方は、大体肯定的のようでもあると、こう聞いておりますが、これについては、大臣、どういう御意見を持っておりますか。また、先ほど申しましたように、経済界が国内不況による生産過剰のはけ口を、海外投資に求めようとする動き、こういうことについて、どのようにお考えになっておりますか。それから将来、海外投資をした場合、これが今日までの状況を見ると、あまり効果が上っていない。そういうことが貿易振興の上に、かえって悪い影響を与えるのじゃないか、このようにも考えられるのですが、海外投資の問題について、通産大臣は、どういうように処理しようとお考えになっておるか。また今日まで、三十年ごろから急激にふえて参りました海外投資が、あまり効果が上っていないというその原因は、どこにあるか。そういう点について、御所信を承わりたい。

○前尾国務大臣 海外投資につきましても、これは、もちろん日本の国力というものを、考えていかなければなりません。また終戦後におきましては、円滑な通商も開けていなかったたのであります。これはしかし、漸次お互いの貿易を拡張し、また向うの資源の開発をするというところからいいますと、長い目で見れば、当然やっつけなければならぬ問題で、ことに、ほかの国々との関係を考えますと、お互いに競争して、むしろ有利な条件ではかの国が進出しておるといような状況であります。と申しまして、こげつきになるような心配のあるようなものに投資するのでは、これまた、もちろん慎重に考えるべきことであります。その点では、大蔵省としましては極力消極的な態度をとりますし、通産省としては積極的な態度をする、これも両方の立場上、やむを得ないかと思ひます。しかし、お互いに話し合つていけば、自然に結論は出る問題であります。今までは、海外投資が、むしろ効果を上げなかったという点は、これは、あまりにわずかな額でありまして効果は上らぬので、むしろ今後いかにつきまして、できればもっと拡張していくといった方が、効果が上るのじゃないかというふうにお考えおるのです。もちろん、その投資の具体的な問題については、慎重に検討して、当然これは将来もふえていく傾向にあることは、むしろ日本の国力が、それだけの力できてきたというゆえんであるのじゃないか、かように私は考えておるわけでありませう。

○田中(武)委員 最近、急激に海外投資がふえてきたことは、国内にそれだけ余力ができた、こういうように理解しておられるのでしょうか。

○前尾国務大臣 実際申しますと、海外投資につきましても、相当長い期間にわたって準備が要ります。最近におきまして急激にふえて参りましたのは、数年来、いろいろ懸案のものが現実になって現われてきた、こういうようなことでありまして、もうこの五六年間ぐらいの間に、相当海外投資の意欲が燃えてきておるとい結果だと思ひます。

○田中(武)委員 この海外投資が、先ほど申しましたように、二十八年から二十九年は倍になり、三十年はその二倍ですか、それから三十一年はまた倍になる。三十一年から本年にかけては、数倍になっておる。ところが、実際に効果は上つていない、こういうことで、批判的な声も起きているようですが、大臣は、今後、まだまだ海外投資が伸びるであらう。こういうような観測を持っておられるのですか。その野放しにやつた結果が、かえって貿易振興という問題とは、逆の結果が出てくるのじゃないか、こう思うのですか、いかがでしょう。

○前尾国務大臣 急激にふえて参りましたのは、御承知のように、賠償の問題が片づき、経済協力というような問題も出て参りまして、それに付随して海外進出ということが盛んになってきた、こういうわけでありませう。従つて、これはもちろん、慎重にその投資々々について考えていかなければなりません。が、いいものはあくまで出ていく、こういうことが、今後の日本の発展に資するゆえんである、かように考えております。

○田中(武)委員 この種の問題については、大蔵省と通産省は、いつも立場上とおっしゃるが、意見が対立しているわけですが、今後どういったような方針で解決していこう、いろいろとこういう問題について対立した問題が出た場合、これはどちらかの意見が優先するのですか、どちらが主導権があるのですか。

○前尾国務大臣 先ほど申しましたように、大蔵省の立場と通産省の立場は、多少違つておりますので、これは目的が違えば、やむを得ないのであります。が、どちらが優先するといふ問題ではなしに、その投資自体を検討し、そして優良な投資であるといふことに両者の意見が一致すれば、やっつけるのであります。従つて、どちらの意見が優先するといふ考え方はなしに、将来に効果のある、また心配のないといふものにつきましては、積極的にやっつけていこうじゃないか。インドなんかにつきましても、御承知のように五千万ドルの借款というやうな問題も、すでに成立しているやうなわけでありませう。これらについても、具体的にどういふふうによつていくかといふことにつきましても、両者がお互いに検討し、話し合つてきめていく。その間、別に大きな摩擦といふことは、今までにもありませんのであります。

○田中(武)委員 今大臣は、インドの借款の問題を言われましたが、インドにいたした借款と同じ形式によつて、パキスタン、セイロンの二国から、円の借款を非公式に申し入れた、こういうふうにいわれておりますが、そういう事実があるのか。今後、それについて、どういふふうによつて、もしあれば、考えておられるのか。また、あのインドの場合も大蔵省は、インドに円の借款の締結をした場合、今後東南アジアの各国から、同じやうな申し入れがあるだろう。そうした場合は、結局、わが国の海外投資の余力を越えたものになるおそれがある、こういうこととか、大蔵省は反対である。こういうことともいわれていますが、パキスタン、セイロンから、具体的に非公式のそ

う申し入れがあったか。あったとすれば、内容はどういふものであるか。それを、今後どのように処理しようとしておられるか、伺ひます。

○前尾国務大臣 インドにつきましては、先ほど申しましたように、これは借款が成立しているものであります。その他の、パキスタンその他の国から申し込みがあったという話は、聞いておりますが、具体的に、まだ通産省としては聞いておりません。これは内容なり、またその国の実情について、考えていかなければなりません。必ずしも借款を与えるのがいいといふふうには、私も考えておりません。これは具体的に、今後慎重に検討してきめていくべきことと思ひます。

○田中(武)委員 二カ国から申し込みがあったといふことは聞いていますが、具体的なことは聞いていない、こういうことですね。それでは、それはいつごろに申し込みがあったといふことを、どういふ筋からお聞きになったか。

○前尾国務大臣 外務省にも、公式の話ではないと思ひます。外務省から伝え聞いているにすぎないのであります。

○田中(武)委員 それでは、今度は法案について、具体的な質問に入りたいと思ひます。三十三年度、本年度においても、ジェットロに対して、政府は、補助金を出しております。ジェットロの十三億二千万円の予算のうち、半分以上の六億五千万円ですかの国庫補助金が出ています。今日までジェットロに対して政府はどのような監督をしてこられたか。今度、日本貿易振興会法案というものを、ジェットロを

特殊法人にしようとしておられる。この法案に盛り込まれておる監督と、今まで補助金を出しておって監督をしてこられた監督の内容は、どの程度に違ふのか。

○松尾(泰)政府委員 現在は、御存じの通り民法上の公益法人のジェットロで運営されておるのであります。従いまして監督といたしましては、いわゆる民法に規定する一般的な監督だけであります。そのほか、事業に関連しまして、御指摘のように、三十二年度におきましては、七億三、四千万円の補助金が交付されておりますが、それは市場調査あるいは見本市の参加、あるいは貿易振興所の経費等々に分れております。これは、御存じのように、補助金を交付いたしましたときに、非常に嚴重な交付指令というものが出るわけでありまして、それぞれの事業につきまして、その交付指令に基づきまして、嚴重な監督をいたしておるというのが現状であります。今回、新法人ということになりますと、一般的に、人面になしまして、経理面にしまして、特殊法人としての監督を受けるということでございます。

○田中(武)委員 今までは民法上の財団法人であった、従って、民法上の監督をしておった。これは法人に対する監督の問題ですが、ジェットロのやつておる業務の内容について、貿易関係の主管官庁としては、どのような指導をしておるか。

○松尾(泰)政府委員 ただいまも申し上げましたように、各種の事業をいたしておりますが、そのうちで、政府が補助金を交付している事業につきましては、交付指令に基づきまして、率直に

申しますと、どつちかというところ、嚴重過ぎるほどの監督をやっておるのであります。その他の面につきましましては、さほどの監督をいたしておらない、こういうことでございます。

○田中(武)委員 それでは、今までジェットロが、いわゆる中小企業関係の関連メーカー、あるいは業者に対して、どういふような奉仕をしてきたか。

○松尾(泰)政府委員 先般も御説明を申し上げたかと思いますが、ジェットロの事業というものが、大部分中小業者を対象にいたしておると申し上げて差しつかえなからうと思つておりました。たとえば、市場調査にいたしまして、あるいは国際見本市の参加にいたしまして、あるいは貿易振興所におきまして、あるいは商品の展示にいたしまして、あるいは数字的に詳細に申し上げてもいいのでありますが、過半は、中小企業向けの事業に、実態はなつておるのであります。

○田中(武)委員 局長は、ジェットロの業務自体が、中小企業向けの奉仕機関であつた、こつちを言われておるのでありますが、われわれは、この法案審議に關連いたしまして、中小企業関係業者数名の人から、いろいろと意見を聞きました。そのときに、名前をあげましよう、東京都の商工協同組合連合会の貿易部長である在田某という人は、何ら今日までわれわれ中小企業はジェットロの恩恵には浴しておりません、こつちを言われておりました。それから日本輸出スカーフ手摺調整組合の理事長の三宅という人は、ジェットロというものがあつたことすら、われわれにはわからな

いからい、こつちを言つておりました。中小企業でどういふ方面の人の意見を聞いてみても、あまりジェットロについて、恩恵を受けたようなことを言つておらないのです。大体ジェットロ自体の役員というか、幹部が、通産省なり農林省なりといったような、官庁関係の官僚の出身者が多いので、われわれ中小企業のようなものを相手にして、手足まといになるよりか、大企業の方を相手にする方がいゝのだ、こつちを言つておりました。

そこで、委員長にちよつと希望したいのですが、この法案の審議の最終段階において、今日までのジェットロの運営方針について、参考人と呼んでいただいて意見を求めたいと思つておりました。後刻直ちに理事会を開いてきめていただきたいと思つておりました。今日のジェットロの状況は、中小企業関係業者がこつちを言つておりました。従つて、局長が言われたように、今までジェットロは中小企業を中心に奉仕してきたのだ、こつちを言つておりました。参考人と呼んでいただくように、こちからこの関係の参考人を申請いたします。従つて、その人たちの意見を聞いた上で、法案の審議を進めていただく、こつちを言つておりました。

○松尾(泰)政府委員 ジェットロの現在の運営の仕方が、若干不十分であつたということ、今度新法人にお願いをしておるわけでありまして、従いまして、従来資金的な関係もありまして、国内に対するPR等が不十分であつたことは、十分認めておるような次第でございます。今後、新法人になりますれば、国内の關係業界とも、十分に緊密に連絡をとりまして、従来その不十分であつた点は、改善して参りたいというところであります。何分御指摘のように、貿易あるいは生産関係は、範圍が廣うございまして、従いまして、すみずみまでに名前を知られ、御利用を願つておるかということについては、われわれも明確に把握はし得ないのであります。しかしながら、これまでいろいろやつてきましたし、表で見ましても、たとえば、市場調査の関係でいろいろ調査した項目は、これはいづれも中小企業関係ばかりと申し上げてよいかと思つておりました。その他見本市の参加にいたしても、七〇%程度は、中小企業関係のものを並べておりました。またシンガポール、ダマスカス、バンコック等の後進国で行われたような見本市については、比較的機械を重点的に陳列した関係で、中小企業の占められたコマの比率は、五割くらいになつておりますが、その他の場合は、大部分中小企業になつておるような次第であります。その他PRの事業にしても、いろいろ輸出組合等の共同施設もございまして、あるいは意匠の改善の事業にしても、中小企業が、実は大部分になつておるのであります。大企業というものは、それぞれ組織も多うございまして、現地に十分な手足を持つておるのであります。あまりジェットロをたよるといふことは少いのであります。ただ、中小企業とジェットロとの連絡の關係につきましては、なかなかすみからすみまで手が回りませんので、大部分は地方庁を連絡の場にしてゐる場合が多いのであります。また輸出組合あるいは關係の生産者の団体にも、關係をつけてや

ておるのであります。この事業の今の実績から申しますと、中小企業を重点にしてやつていくということは、もろ数字の示すところでありまして、しかしながら、これは今、中小企業の全部に、まづなんなくお世話を申し上げておつたかどうかということになると、われわれも、これは若干確信が持てないのであります。従いまして、今度新しい法人となり、資本金も増額をいたしましたことになりましたので、先般も御説明申し上げておりましたように、国内におけるPR関係も、非常に強化をいたしまして、できるだけ皆様方から利用される機関として育成したい、こつちを言つておりました。

○小平委員長 田中君の先ほどの御要望は、後刻理事会を開いて、それによつて取り計らいますから……。

○田中(武)委員 かように申し上げても、まだ局長は、今までは大部分が中小企業の奉仕であつた、こつちを言われておる。従つて、これはぜひともそういう關係の人たちを、一べん参考人に呼んでもらふことを、私は強く再度要望いたしておきます。

そこで、大臣にお伺いしたいのですが、中小企業の代表者を、今度です日本貿易振興会に、どのように登用してこつちを言われておるか、たとえば役員に、あるいは運営審議会委員に、あるいは設立委員に、またその職員を海外の振興所に入れていく。こつちを言つておるか、いかがですか。

○前尾國務大臣 今後のジェットロの運営につきましては、広く民間の人に

ておるのであります。ただ、理事というふうな役員になりますと、非常に数が少い。従つてまた特殊な関係のあつた人を入れるというわけにも参りません。広い範囲からとるにしても、ひもつきと言いますと語弊がありますが、そういう方でない、公正な人を持つてこなければならぬと考えております。運営委員の関係になりますと、もちろん、これは中小企業に理解のある方々に入つていただいてやつていきたい、かように考えておる次第であります。

○田中(武)委員 それでは、大体役員は、どういふ人を考えておられますか、現在のジェトロの役員の人を、そのまま役員にしてお考えですか、それとも、新たな観点から人を選ぶというお考えですか。そのときに、役員の数

が、監事を入れて八名くらいあつたと思ひますが、人数が少いから、その中に中小企業の人を入れられぬ、こういうことですか。

○前尾國務大臣 具体的にまだ人を指定して考えてはおりません。しかし、現在の人をそのまま継続していくという考えは、もちろん持つておりません。大いに人事を刷新していかなければならぬが、また中小企業について、十分理解のある人を入れていかなければならぬことは、当然であります。

○田中(武)委員 本法の第八条によると、役員は、理事長一名、副理事長が一名、理事六名、合せて八名、それに監事二名、十名おるのです。中小企業の現在の海外貿易における地位といふもの、中小企業関係の製品、こういうものが、現在の貿易の間において何割を占めておるか、十分の一下以下

ないと思ひます。そうすると、十人の役員のうち、中小企業の代表を一人や二人入れられると思うのですが、大臣、いかがですか。

○前尾國務大臣 入つてもらうつもりであります。

○田中(武)委員 先ほど申し上げておりますように、私は、ひもつきといひますか、大企業の人だと、これはみなひもつきになるわけでありまして、ひもつきの人を入れるという考えは、持つておりません。公正な人を入れていきたいという考えであります。もちろん、中小企業に対する理解のある人ばかりになるのも限りません。これは極力そういう方を登用していきたいと考えております。

○田中(武)委員 だれが見ても中小企業を代表すると思われる人を入れる気持があるかないかを、一つはつきりと抽象的でなく……。

○前尾國務大臣 御承知のように、兼職が許されませんので、そういう適当な人があるかどうか。代表という肩書きがある方は、これは入つてもらうというわけにはならぬかと思ひます。もちろん、それは運営審議会ですと入つてもらえる。そういう適当な人があれば、幾らでも御推薦願つたら、私も喜んで入れたいと思ひます。

○田中(武)委員 その理事には兼職が許されぬから、適当な人があるかどうか、わからぬということなら、適当な人があれば入れてもいい、こういうことと理解してよろしいですか。それから、運営委員は、十八条に規定がしてあつて、十二名以内ということになつております。十八条の五項によると「貿易に關し学識経験」と、こういうことだけです。これはうたい文句ですが、それではこれには中小企業の

業界代表といひますか、そういう人は必ず入れる、こういうふうに理解してよろしいですか。

○田中(武)委員 役員の数については、わかりましたので、次へ続けたいと思ひますが、二十一条に、日本貿易振興会の業務の範囲が、ずっとあつてあります。一号から八号まであつてありますが、今日までジェトロ自体がやつておつた事業の範囲と、ここにあるおつたのは、同じことですか、それとも、新たに事業の範囲を追加せられた点がありますか。

○松尾(憲)政府委員 従来よりふえましたのは、まず一のところ、「貿易に關する調査をし、及びその成果を普及すること」とあります。この「貿易」は、海外と国内と両方含んでおります。従つて、海外は、従来もちろんやつておつたのでありますが、国内関係、それから「成果を普及する」ということが、従来もある程度は、もちろんこの四の、貿易に關する出版物の刊行及び頒布をやつておつたのでありますが、重点を置くという意味で「成果を普及する」というようになっておるのであります。

○田中(武)委員 具体的にいつて、こういうように、二十一条に一号から八号まであつてあることによつて、現在までジェトロがやつていたのより、かなお違つた活動ができるようになっておるのですか、どうですか。

○松尾(憲)政府委員 これは従来通りであります。事業の規模がふえますのと、それから海外の補助事業で、新しいものが若干ふえてきます。その分

だけは新規にやる。たとえば、ここに掲げたような調査は、従来もやつておつたが、輸入制限等の場合の予備調査は、新しく予算も今度つきましたので、そういうものも新しくやる、こういうことになるわけでありまして。

○田中(武)委員 そうすると、事業については、大体従来とあまり変りはない、少し規模を大きくする程度だ、こういうことだと思ひます。そういういたしますと、従来のジェトロを、こういう特別な法律を作つて特殊法人とする目的は、監督の強化、こういう点だけですか。

○前尾國務大臣 これは御承知のように、特殊法人にいたしますことは、基金を持ち、安定をしたものにし、また事業の規模も大きくする。また自主性を持たして、そして今までのように役所に頼つていくというのではなく、自主的に活動してもらいたいというように考え方に基いて、特殊法人にしてやるわけでありまして、監督という意味では、もちろん厳正にやらなければならぬが、しかし、それによつて円滑を欠くようなことになりましては、大へんでありますから、あくまで自主的な活動を、われわれは望んでもおるし、尊重するつもりであります。

○田中(武)委員 三つ四つ理由をあげられたようですが、資金面は二十億出す、こういうことだから、主として安定性の問題と自主性の問題について、従来のジェトロは安定性がなかつたと言つたか。自主性がなかつたようなお言ひですが、どういふところに自主性がなかつたのですか。

○前尾國務大臣 一つは、基金を持ち

ませんので、府県の寄付金とか、政府の補助金というものがたより過ぎておつた。従つて、実はかなり赤字も出して参つたのでありますが、一民間法人でありますから、補償も何もないわけでありまして。従つて、活動もよくならないという点。また自主性がなかつたと思ひますのは、今申しましたように、寄付金だけにたよつておる。また政府のひもつきの補助金だけにたよつておる。こういうことになりまして、勢い活動が、結局寄付を受けた人、あるいは政府の厳格な補助金に対する監督によつてがんじがらめにされる、こういう面がありますので、もつとみずからの、基金による利息でありまして、か、そういうものを持つて活動できるようにしていくことが、今の場合何よりも必要だ、かように考えております。

○田中(武)委員 自主性の問題について、特殊法人としてこの法律をきめて、これによつていろいろの監督をすることになつておる、その方が、今までのように補助金によつて行うより自主性が保てる、こういうことになるのですか。

なおもう一つ、今ジェトロが赤字を出した云々というお話がございましたが、附則第七条によると、この法律が通りまして、日本貿易振興会の設立と同時に、従来のジェトロは解散する。従つてジェトロの債権債務はすべて新しくできた日本貿易振興会が受け継ぐものと理解しますが、それでは現在のジェトロの経理内容、財産の内容とか、そういうものの債権債務の関係は、どういふようになっておりますか。

○前尾國務大臣 年によりましては、赤字を出しております。しかし、基金を持っておりまして、基金が何億か——三億ぐらいの資金が残るはずであります。

○田中(武)委員 三億ほど金が残っているというところですが、附則の第七條二項によつて、それは今度資本準備金として置いておく、こういうことになるわけですか。また資本準備金というもの、それは将来増資に充てられることになるのですか。そうしたら、その増資の主体は、どういうことになるのか。

○松尾(泰)政府委員 準備金でありまして、それは資本金に繰り入れるわけではないのであります。資本金となる、この法案にありますが、いろいろな制約を受けるわけでありまして、準備金でございまして、もちろん基金の運用はいたすわけでありまして、借り入れその他につきましても、基金と違つた運用になるのであります。

○田中(武)委員 時間の関係もありまして、飛び飛びですが、聞きたいと思ふことだけ、かけ足で聞いていきたいと思います。

運営審議会の性格は、もちろん審議會です。決定機関ではないと思ふが、この権限はどういうような権限になるのか。たとえば、政府の方針並びにジェトロの理事会等の決定と、それからこの運営審議会の決定に、食い違つた結論が出た場合には、もちろん、これは政府が認可することになつておられます。それが優先するのだらうと思ひますが、どの程度運営審議会の発言というものが、聞き入れられるよう

になつておりますか。

○松尾(泰)政府委員 運営審議會は、あくまで諮問機関であります。しかしながら、重要事項についてそこに諮問いたし、また意見を申し述べていただくことになつてゐるのであります。實際問題として、事業計画について審議を願うのが、大部分の仕事ではなからうかと思ふのであります。

ところで、お尋ねの政府の意向と食い違ふかどうか、食い違つた場合はどうかというところでありまして、われわれは、そういう場合はあまりないのではないかと思ふのであります。補助金の性質上、事業の大体の方向というものは、事実上こういうことをやろうというところはきまつてくるわけでありまして、ところが、それを具体化する場合には、どの地域に重点を置いてやるか、あるいはいろいろなこまかいやり方について、若干弾力的な運営が、もちろんできるわけでありまして、そういうことについて、民間のエキスパートの意見を聞いて、適時適切に精緻な事業計画、事業運営をして参りたいという趣旨であります。その大きな方針は、政府の補助金を出します予算で大体きまり、その細部の運営についての諮問というところになるのであります。従つて、意見の相違はないではないかというふうな考へております。

○田中(武)委員 あくまで諮問機関である、大綱は政府の方で定める、そしてその細部にわたる運営についての意見を聞く、こういうことですね。従つて、あくまで諮問機関であつて、これは積極的に動くのでなく、言われたことに対する答申をするそれだけのことで

○松尾(泰)政府委員 もちろん、意見を述べていただくことは、できるわけでありまして。補助金がきまるときに、大綱の方向はきまるわけでありまして、あるいはこういう方向にやつた方がいいではないかというふうな、強力な意見が、かりにあつた場合におきまして、それが合理的であるということであるならば、補助金の額をくずさない範囲において、政府の方としても、これは十分に耳を傾けるということになるのではないかと、いふふうな考へております。

○田中(武)委員 大体、今までも、審議會というものが、いかなる場合でも持たれるわけですね。ところがこの審議會の意見というものは、政府は都合のいいときは聞くが、都合が悪いときは聞かない。むしろ政府の考へてゐることを押しつけていく場合に、審議會の意見はこうだつたという隠れみの的に使われるという傾向が強いので、そういうことがないように希望いたしておきます。

それから、一条々疑問の点を聞きたいと思つておつたのですが、きょうは本会議もあるそうですから、またあとにいたしまして、きょうはもう一、二質問しておきたいと思ひます。

次に、三十条ですが、給与及び退職手当の支給の基準は、通産大臣の承認を得ておつたところですが、現在のジェトロの職員の給与は、公務員等に比べて、一体どの程度にあるのか。いつかの御答弁では、役員はともかくとして、職員はそのまま引き継ぐつもりであると、こういうことであり、その機構改革のために、失業者を出さないようにという

ことは、われわれの強い念願であるので、当然そうしてもらいたいのです。給与は現在のままでいくのか。あるいは退職手当あるいは給与の基準をきめる場合に、どういったところに目標を置いておきめようとしておられるのか、お伺いいたします。

○松尾(泰)政府委員 給与の現在の基準であります。率直に申しまして、国内職員につきましては、今の公務員ベースより若干低いのではないかと、いふふうに実は考へております。今度の新法人におきましては、三割アップ、月一人頭にしまして二万五千円程度の給与水準にしたい、こういうふうな考へておるのであります。そのほかにも、もちろんボーナス三カ月分等が支給されるのは当然でございまして、何分新法人が発足するということになりまして、収支に関する精緻な計算をいたしませんと、はつきりしたことは申し上げにくいのであります。今のわれわれ役所側の数字で申し上げます。ば、そういうふうな数字であります。

それから、国外の在外勤務の職員については、先般も御説明申し上げましたように、その大幅な改善はございせんが、かなりの引き上げになる。約六十ドル増というところは申し上げたいと思ひます。役員につきましては、他の特殊法人と右へならえしたような基準でやるべきじゃないかというふうな考へております。

○田中(武)委員 国内勤務者については、公務員ベースより若干低い。従つて三割アップする。二万五千円とおつしたの、それは給与の平均ですね。

○松尾(泰)政府委員 現在が二万三千

七百円になつておるわけでありまして。これを三割アップいたしまして二万五千円に引き上げる、こういうことであります。

○田中(武)委員 二万三千幾らというのは、基準なんですね。

○松尾(泰)政府委員 現在の平均基準でございまして。

○田中(武)委員 附則の第三條によると、通産大臣は、日本貿易振興会の設立委員を任命することになつておりますが、現在どういふ人をお考へておられるか。あるいは、まだ考へられていないとすれば、どういふ人を予定しているのですか。

○前尾國務大臣 実は、まだ考へておりませんが、設立委員というのは、非常に事務的な、登記とか出資の受け入れとか、そういうようなことだけでありまして、従つて、事務的な人でいいと思つております。

○田中(武)委員 現在のジェトロの関係者ですか、それとも部外の人ですか。

○前尾國務大臣 ジェトロに關係のある人ではありません。

○小平委員長 この際、参考人出頭の件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の中小企業信用保険公庫法案、及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上両案について、来たる二十五日、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

よう決定いたします。

なお、参考人につきましては、信用保証協会側、地方銀行側及び中小企業団体側等より選定いたしたいと存じますが、その選定につきましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめます。

次会は明二十日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十六分散会